

第1節 学校等での取り組み

子どもは、豊かな感性、柔軟な心、未知の世界への探求心や冒険心を持ったあらゆる可能性を秘めた存在であり、その健やかな成長を図るよう社会全体で支援していくことが大切です。

また、子どもは自分の意見を十分に表明できない場合があることや、人権侵害を受けやすい状況におかれることがあります。加えて、昨今においては、新型コロナウイルス感染症の感染者や医療従事者の子どもへの心無い誹謗中傷が懸念されます。

少子化、家族形態の多様化等の進行によって、子育て家庭は、不安、孤立、ストレスに見舞われやすく、家庭における子育て力や教育力の低下が指摘されている中、子ども自身が自らを肯定的に受け止め、自らの人権について理解でき、実際の生活に活かすことができる取り組みが求められています。

1 就学前における人権教育の推進

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期です。この時期に一人ひとりの子どもの人格や個性が尊重され、豊かな人間性が育まれることは、その後の成長にとって欠かすことができません。

認定こども園等、すべての就学前の子どもたちが遊びや体験、自然や人とのふれあいなど、さまざまな体験をしていくことにより、豊かな心を養い、また、他の乳幼児との関わりの中で、自分を大切にする感情や他の人への思いやり、多様性（ダイバーシティ）を認めあう気持ちなど、社会生活上のルールやマナーを身につけることが重要です。そのため、友だちを大切にする心や生命の尊さに対する感性を育てることに努めます。

| No. | 主な取り組み | 取り組み主体 |
|-----|---|---|
| 1 | 認定こども園等における人権教育推進の支援 認定こども園等では、自分を大切にする感情とともに、友だちを大切にする心や生命の尊さに対する感性を育てることに努めます。 (例) 協同的な遊び、話し合い活動 | こども施設運営課 保育・こども園課 人権教育課 教育センター |
| 2 | 認定こども園等と小学校との連携の推進 認定こども園等において、すべての就学前の子どもたちと小学校の児童が交流できるよう取り組みを支援していきます。 (例) 小学校一斉授業見学(体験)、幼保小合同研修会 | こども施設運営課 保育・こども園課 人権教育課 教育センター |

2 学校における人権教育の推進

同和教育から出発した本市の人権教育は、障がいのある子ども、韓国・朝鮮、中国やベトナムなど日本と異なる文化にルーツを持つ子どもなど、たくさん子どもたちとの出会いを通して、それぞれが持つ人権課題の克服に向けて、多様性（ダイバーシティ）を尊重しあい、ともに生きる力を育む教育を推進してきました。

本市では、2004（平成16）年には、「人権教育基本方針」を策定し、人権尊重の教育を基盤として人権教育の深化・充実に努めています。学校は、人権教育の基礎を養う場であり、児童・生徒の発達段階に応じ、人権課題を一人ひとりの課題としてとらえることが必要です。学校における教育活動全体を通して人権に対する理解を深めながら、問題解決の力を育み、知識だけでなく行動につなげることが大切であり、すべての子どもの自己実現をめざす人権教育を推進していきます。

また、これまで本市において進めてきた同和教育の実践に学びながら、各教科・道徳・特別活動・総合的な学習時間等を活用し、教育活動全体を通じて、さらに人権教育を推進していきます。

その際に、急速な情報化社会の進展による携帯電話やスマートフォン、ゲーム機、インターネットをめぐる問題、いじめ（P94）問題、「障害者差別解消」の施行による障がいのある子どもたちへの支援や配慮、情報モラル（P97）や情報リテラシー（P97）の向上等、新たな人権課題についても取り組

んでいく必要があります。

また、さまざまな体験を通して、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動するなど「生きる力」を育み、人権課題を解決する資質や能力を育てる必要があります。自らの良さに気づき、自己を肯定する感情を育み、互いの違いを認め尊重しあい、一人ひとりが自分のことを大切に思うとともに、自分以外の人を大切にできる人権感覚を養い、自らの生活に活かすことが大切です。

子ども一人ひとりの人権が尊重され、学校が子どもにとって楽しく、安心できる居場所になるように、いじめがなく自分と他の人の大切さが認められるような環境としての学級・学校づくりを進めていく必要があります。

さらに、2019（令和元）年度より本市のすべての中学校区で取り組んでいる小中一貫教育の理念にもとづき、義務教育9年間の育ちと学びを見通した人権教育を展開していく必要があります。

| No. | 主な取り組み | 取り組み主体 |
|-----|--|--------------------------------------|
| 3 | 人権学習指導の充実 各学校で作成している人権学習指導計画の一層の充実を図り、小中一貫教育の理念を活かした中学校区の組織的、計画的な人権教育に取り組めます。 （例）人権教育実践交流会、校内授業研究会、教育課程編成に関する研修会 | 人権教育課 |
| 4 | 気づきを通じて自尊感情を高める参加体験型の学習手法の導入 自他の持つかけがえない生命についての学習や互いを尊重する対人関係スキル等の学習を積極的に取り入れるとともに、参加体験型の学習手法の導入など、気づきを通じて自尊感情を高めるとともに他者への共感する心を育む教育の推進に努めます。 （例）パラアスリート（P99）・助産師等による講演会 | 人権教育課 |
| 5 | 人権学習に関する指導方法や教材開発の推進 八尾市人権教育研究会や八尾市在日外国人教育研究会、人権課題の当事者団体やNPO等と連携しながら、実践の交流と研究に努め、人権教育の優れた実践例の収集や、情報の積極的な提供を行い、子どもの意識や実態、発達段階に応じた指導方法の工夫や教材の開発等に努めます。 （例）研究協力員による人権学習プログラムの開発、授業公開 | 人権教育課 八尾市在日外国人教育研究会 八尾市人権教育研究会 |

| No. | 主な取り組み | 取り組み主体 |
|-----|---|----------------------------|
| 6 | <p>男女平等、男女共同参画を浸透させる教育・学習の推進 性別による固定的な役割分担意識等をなくし、性的マイノリティなど多様な性への理解を深め、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画の取り組みに努めます。 (例) 校内授業研究会、教育課程編成に関する研修会</p> | 人権教育課 |
| 7 | <p>子どもの人権にかかる条約等の学習の推進 普遍的な視点から人権を理解するために、「世界人権宣言」や「子どもの権利条約」などの人権に関する国際的な宣言や条約の理念について学ぶことができるよう努めます。 (例) 子どもの権利条約リーフレットの配付</p> | こども若者政策課 人権教育課 |
| 8 | <p>教育にかかる相談体制の充実 いじめや不登校などの課題に対する学校における相談体制の充実を通じて、さまざまな子どもの人権を守る取り組みを推進します。 (例) スクールカウンセラーの活用</p> | 学校教育推進課 人権教育課 教育センター |
| 9 | <p>子どもが主体的に人権について学ぶ取り組みの推進 参加体験型の人権学習の取り組みが一層重要になっており、子どもが自らの権利について知るとともに、主体的に人権について考え学び、自分の生活に活かす力を持てるよう努めます。 (例) 人権学習プログラムの開発、各学校への教材の情報提供</p> | こども若者政策課 人権教育課 |
| 10 | <p>携帯電話等の電子媒体やインターネットなどにおける危険性の周知および情報リテラシー教育の推進 携帯電話、スマートフォン、ゲーム機やインターネット利用をめぐる危険や正しい使い方について周知し、事故の未然防止に努めます。 (例) 校内授業研究会、教育課程編成に関する研修会</p> | 学校教育推進課 人権教育課 |
| 11 | <p>暴力を防止する教育の推進 いじめ、虐待、デートDV (P98) など子どもをめぐるさまざまな暴力に対する学習機会の提供に努めます。 (例) 脱いじめ傍観者教育、CAPプログラム (P95) の実施、デートDV予防啓発リーフレットの配付</p> | 人権政策課 教育政策課 人権教育課 |
| 12 | <p>共に学び共に生きるインクルーシブ (P94) 教育推進 障がい児(者)への偏見や差別をなくすため、障がい児(者)に対する正しい理解が進み認識が深まる教育を推進します。 (例) 障がい理解研修、交流及び共同学習、障がい理解啓発冊子</p> | 人権教育課 教育センター |

| No. | 主な取り組み | 取り組み主体 |
|-----|--|--------|
| 13 | 学校・地域・PTAの連携 すべての小学校・中学校・義務教育学校において、学校と学校評議員等地域関係者とPTAが連携し、開かれた学校づくりの推進に努めます。 (例) 家庭教育力UPサポート事業 | 生涯学習課 |
| 14 | 特別支援教育の推進 障がいのある子どもも周りの子どもたちも、一人ひとりの特性に応じて、子どもたちの人権を守る取り組みを推進します。 (例) 学校施設の改善、特別支援教育に関する研修 | 教育センター |

3 子どものいじめ防止等の取り組みの推進

近年、子どもたちを取り巻く社会状況が著しく変化し、いじめの問題についても複雑化、多様化、深刻化する傾向があります。「八尾市いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめは、重大な人権侵害事象であり、絶対に許されない卑怯な行為である」という考えのもと、市、教育委員会、学校、家庭、地域住民やその他あらゆる関係者が連携し、社会全体でいじめ防止等の対策を、総合的かつ効果的に推進していきます。

また、各学校においては、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校の実情に応じ、集団づくり等を通して、いじめの防止等に向けた取り組みを進めていきます。

さらに、すべての子どもをいじめから守るため、学校・教育委員会とは別に、市長部局にいじめに関する相談窓口を設置することにより、市長部局と教育委員会がより一層連携し、オール八尾市でいじめの未然防止と早期解決を図るため、2020（令和2）年4月に「いじめから子どもを守る課」が設置されました。また、同年10月にはすべての子どもが安心して生活し、健やかに育つことができる地域社会を実現するため、「八尾市いじめから子どもを守る条例」を制定し、市長部局と教育委員会が連携し、いじめから子どもを守るための取り組みを推進します。

| No. | 主な取り組み | 取り組み主体 |
|-----|---|-----------------------|
| 15 | <p>いじめ防止等に向けた取り組みの推進 すべての教職員が「いじめ防止対策推進法」や「八尾市いじめ防止基本方針」の趣旨に則った対応ができるよう、教職員研修の充実を図ります。 弁護士や臨床心理士、スクールソーシャルワーカー等の外部専門家の積極的な活用により、相談・支援体制の充実を図ります。 (例) 初任者や管理職、学校においていじめ対応を主に行う教職員を対象とした研修、学校への指導助言</p> | 人権教育課 |
| 16 | <p>いじめから子どもを守るための取り組みの推進 「八尾市いじめから子どもを守る条例」に基づき、すべての子どもをいじめから守るため、相談体制を整備した中で、いじめの早期発見、早期解決をめざします。 (例) いじめ防止啓発カードの作成・配付、弁護士による研修の実施</p> | いじめから子どもを守る課 人権教育課 |

4 保育・教育関係職員への人権研修の推進

認定こども園等、すべての就学前施設において、一人ひとりの子どもの人格や個性を尊重し、豊かな人間性を育むため、研修等を通じて人権についての知識や理解を深め、豊かな人権意識を醸成するなど、職員の資質の向上に努めていきます。

また、学校においては、教職員が子どもたちを取り巻く状況を理解し、より一層豊かな人権感覚や感性を身につけるとともに、いじめや不登校等の実態を踏まえた今日的な課題に対応するなど、専門的な知識や実践的な指導力を高め、自らの資質の向上を図ることができる人権研修の実施に努めていきます。

| No. | 主な取り組み | 取り組み主体 |
|-----|--|-----------------|
| 17 | <p>保育者への人権研修の充実 保育者が自らの資質の向上に努め、人権に対する気づきを促すとともに、新たな課題に対応した人権研修などの充実に努めていきます。 (例) 人権教育研修講座、幼児教育研修キャリアステージ研修（人権教育）</p> | 人権教育課 教育センター |

| No. | 主な取り組み | 取り組み主体 |
|-----|---|--------|
| 18 | <p>教職員の職務等に応じた研修の推進と研修内容の浸透 教職員の職務に応じた研修として、管理職研修、各学校での人権教育担当教員に対する研修やこれからの教育を担う初任者、新規採用教職員等はじめて本市の学校での教育活動にあたる教職員を対象とした人権研修などがあり、これらの研修を計画的かつ効率的に実施するとともに、今日的な課題に対応するなど研修内容の充実に努めます。また、研修内容を中学校区で交流し共有することにより、さらなる充実にめざします。</p> <p>(例) 管理職研修、人権教育実践交流会</p> | 人権教育課 |

第2節 職場での取り組み

職場を取り巻く人権問題としては、これまで就職差別に対して応募者の適正や能力以外の事柄で選考しないよう取り組みが行われてきましたが、1975（昭和50）年の部落地名総鑑事件（P100）や、1998（平成10）年の大阪府内の調査業者による身元調査事件などが発生していました。

近年においては、派遣労働者や契約社員、パートタイマー等の非正規雇用者やフリーランス（P100）の増加など就業形態が多様化しています。最近では新型コロナウイルス感染症の影響による企業業績の急激な悪化により、正規雇用者よりも先に非正規雇用者の雇用環境に影響が出ています。また、企業間競争の激化等によって長時間労働やストレスが増大するなど職場環境が変化しており、解雇、配置転換、職場でのいじめ、セクシュアルハラスメント（P97）、パワーハラスメント（P99）、マタニティハラスメント（P100）やモラルハラスメント（P101）などのハラスメント問題が顕在化してきています。

このような状況の中、2019（令和元）年に「労働施策総合推進法」が改正され、2020（令和2）年6月1日から施行されました。これにより職場におけるパワーハラスメント防止対策が事業主に義務化（中小事業主は2022（令和4）年4月1日から義務化）され、事業主は方針等の明確化・周知・啓発、相談体制の整備、パワーハラスメントへの迅速かつ適切な対応のほか相談者等のプライバシー（性的指向・性自認（P97）や病歴等の機微な個人情報を含む）の保護等の措置を講じなければならないとされました。また、相談したこと等を理由とする不利益取扱いが禁止されました。

また、2019（令和元）年4月から「働き方改革関連法」として時間外労働の上限規制の導入、年次有給休暇の確実な取得、正規・非正規雇用労働者間の不合理な待遇差の禁止が順次施行されています。

併せて、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法においてもセクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに係る規定も改正され、今までの職場でのハラスメント防止対策の措置に加え、相談したこと等を理由とする不利益取扱いが禁止されました。

このような職場環境において、企業等においては、コンプライアンス（法

令遵守) (P96) の取り組みを取り入れる考え方も広まってきており、公正な採用選考を通じた差別のない社会や男女共同参画社会の実現、障がいのある人に対する法定雇用率の達成、「第2次八尾市地域就労支援基本計画」に基づく就労困難者等の雇用、個人情報やプライバシーの保護や環境保護など、さまざまな人権問題の解決に向けて、社会的責任を果たしていくことが求められています。

また近年、企業による人権尊重の必要性について国際的な関心が高まっている中、国連では「ビジネスと人権に関する指導原則」が支持されており、国においても2020(令和2)年に「ビジネスと人権」に関する行動計画が策定されました。

今後においては、これらの課題が解消され、互いの人権が尊重される職場づくりを進めるために、多様な働き方をしている人びとが参加しやすい人権教育・啓発のあり方を考える必要があります。

1 企業等における人権啓発の推進

企業等は、企業活動や営業活動において、社会との関わりが非常に強く、地域や社会の構成員として、いわば「企業市民」として、人権尊重の社会の実現に向けて大きな責任を担っています。労働に関する法令の遵守はもとより、性別による賃金や昇進・昇格などの格差解消をめざし、個人の能力を発揮できる雇用環境の整備を進める必要があります。

また、社会情勢の変化等により、働き方の多様化が進み、非正規雇用の派遣労働者、パートタイマーやアルバイト等、さまざまな立場の人びとが業務に関わるようになっていきます。

大阪府では、企業における公正採用を実現するために、「常時使用する従業員数が25人以上の事業所」では人事担当責任者等を「公正採用選考人権啓発推進員」として選任する義務を設けています(全国基準は100人以上の事業所)。

本市においては、市内の企業の自主的な人権啓発組織として、八尾市企業人権協議会が組織され、人権問題等の正しい理解と認識のもとに就職における差別をなくし、差別のないまちづくりの実現に寄与することを目的として、研修の実施、啓発パンフレットの配布や人権情報の発信など、企業における

人権啓発活動を支援しています。

今後も、八尾市企業人権協議会への加入促進が図られるよう支援します。また、企業活動における社会的責任を踏まえ、公正な採用選考の実施、男女間における賃金や昇進等の格差の是正、障がい者の雇用促進、あらゆるハラスメントの防止等、多様性（ダイバーシティ）を認めあい人権の視点を持った企業活動の推進を図る手法の検討に努めます。加えて情報収集・提供等の支援を進めていきます。

| No. | 主な取り組み | 取り組み主体 |
|-----|--|---|
| 19 | 八尾市企業人権協議会への加入促進 八尾市企業人権協議会への加入促進を図る手法を検討します。 （例）公正採用選考人権啓発推進員研修会などでの加入勧奨（八尾商工会議所との連携） | 八尾市企業人権協議会 |
| 20 | あらゆる企業への人権啓発の推進 公正採用選考人権啓発推進員を選任する義務のない企業や八尾市企業人権協議会へ未加入の企業も含めたあらゆる企業に対し、人権啓発の取り組み支援を行います。 また、公正採用選考人権啓発推進員を中心とした企業内における人権啓発推進の支援に努めます。 （例）企業における人権研修の実施 | 労働支援課 八尾市企業人権協議会 |
| 21 | 働く人への人権啓発の支援 多様な形態で働く人が人権研修を受けやすいよう環境づくりに努めるとともに、参加を促すよう研修内容等の工夫に努めます。 （例）人権啓発セミナーの開催 | 人権政策課 |
| 22 | 企業への幅広い情報の提供 企業の社会的責任を踏まえ、企業内での人権意識の向上を図る取り組みを進めるため、より広く人権の視点を取り入れた幅広い情報提供を行う等の支援を行います。 （例）労働情報やおの発行 | 労働支援課 八尾市企業人権協議会 八尾商工会議所 |
| 23 | 関係機関との連携による入居差別をなくす啓発の推進 入居が困難な人びとへの支援として、大阪府の「宅地建物取引業人権推進員制度」や「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度」を活用し、大阪府と連携して入居差別をなくす啓発を推進します。 （例）大阪あんぜん・あんしん賃貸支援検索システムの情報提供 | 人権政策課 地域共生推進課 生活福祉課 高齢介護課 障がい福祉課 こども若者政策課 住宅政策課 |

2 特定職業従事者に対する人権啓発の推進

先の「人権教育のための国連10年」の取り組みでは、人権教育に関わりの深い職業を特定職業従事者とし、国の行動計画では、公務員、教員、医療関係者、福祉関係者、消防職員や警察職員など地方自治体に関わりのある職種も含めて指定しています。

① 市職員等に対する取り組み

すべての市職員は、人権尊重の社会の実現に深く関わり、どのような業務を遂行するにあたって、人権問題に対する正しい理解と認識を持ち、豊かな人権感覚を身につけていることが必要です。

また、人権行政は、特定の部局のみが実施するものではなく、福祉、教育、医療、住宅、道路整備や消防などすべての行政分野において、すべての市職員があらゆる人びとの状況に配慮し、市民の立場に立って遂行する責任を有しています。

人権研修の内容についても、行政には多くの個人情報が集められるため、市職員はその適正な取り扱いをはじめとした、より高い人権意識を持つことが求められており、八尾市人権施策推進本部と連携して、すべての市職員に対して、幅広い内容の人権研修をカリキュラムに取り入れるなど、研修の充実を図っていきます。

| No. | 主な取り組み | 取り組み主体 |
|-----|--|--------|
| 24 | 職員研修計画に基づく人権研修の実施 新規採用職員研修や新任時研修など在职年数や職階ごとの研修等、年次計画に基づいて、体系的に人権研修を実施します。また、研修内容を各所属で共有し、認識を深めていくように努めます。 (例) 年次計画に基づく人権研修の実施 | 人事課 |

| No. | 主な取り組み | 取り組み主体 |
|-----|--|--------|
| 25 | <p>あらゆる階層の市職員への人権研修の実施 幅広い人権問題をテーマに、職員の意識、資質の向上を図ることを目的として、幹部職員をはじめとしたあらゆる階層の職員を対象に、研修を実施します。 人権に関わる啓発事業等に職員の参加を図るとともに、会計年度任用職員を含むすべての職員が受講しやすい環境整備に努めます。 研修で学んだ内容を業務に活かし、すべての職員が人権尊重の視点で業務を遂行できるように研修の手法・内容について検討し、計画的に研修を実施します。 (例) すべての職員を対象とした人権研修の実施</p> | 人権政策課 |
| 26 | <p>各所属の人権担当者を中心とした職場での人権研修の推進 人権担当者を中心に、職員の人権問題に関する意識の高揚と資質の向上に努めます。 各職場における人権意識の浸透と職員の知識の習得を図るため、職場内における研修内容の周知に努めます。 所属長や人材育成マネジャーと連携しながら、各職場において理解が求められる日常業務に即した人権課題について、職場内研修を実施します。 ※人材育成マネジャー 本市における課長補佐、またはこれに相当する職にある人から、所属長が指名する人で、所属長を補佐し、所属職員の人材育成及び職場環境づくりを行います。 (例) 人権担当者研修の実施</p> | 人権政策課 |
| 27 | <p>専門的で高度な人権知識の習得 人権課題に対しての幅広い情報収集とその認識が高まるよう、外部の専門機関が実施する研修に参加するなど、より専門的で高度な人権についての知識の習得に努めます。 (例) 外部研修への参加</p> | 人権政策課 |
| 28 | <p>障がいのある人の状況に配慮した支援を行うための教育・啓発の促進 「八尾市における障がいを理由とする差別の解消に関する対応要領」に基づき、障がいのある人の状況に配慮した支援を職員が適切に対応できるよう、研修の実施や更なる法制度等の周知に努めます。 (例) 職員研修の実施</p> | 障がい福祉課 |

| No. | 主な取り組み | 取り組み主体 |
|-----|---|--------|
| 29 | 外郭団体や指定管理者等への働きかけの促進 市民との関わりの深い業務を担っている外郭団体、指定管理者や窓口業務の受託事業者等へ知識の習得等を目的に研修等の取り組みについて働きかけ、人権意識の高揚を図ります。 (例) 外郭団体や指定管理者等への働きかけ | 人権政策課 |

② 福祉関係者に対する取り組み

市民の最も身近な相談相手であり、子ども、高齢者、障がいのある人、生活困窮者等と接する機会が多い福祉部局の職員、社会福祉協議会職員、民生委員児童委員、社会福祉施設職員等の福祉関係者は、社会的に支援を要する人びととの関わりにおいて、人の生命と健康に関わることが多く、個人の人格の尊重やプライバシーの保護や公正公平な対応など、人権尊重の観点に立ち、利用者の視点から、職務を行うことが求められています。また、虐待やDV（P98）などといった人権侵害を発見しやすい立場にもあり、高度な人権感覚も求められています。

そのため、福祉関係者の人権意識の高揚に向けた研修機会の充実に努めます。

| No. | 主な取り組み | 取り組み主体 |
|-----|---|---|
| 30 | 福祉関係者への人権啓発の推進 各々の福祉関係者の職務に即し、人間の尊厳や個人のプライバシーなどに配慮した対応ができるよう、受講者のニーズや社会的支援を要する人等の視点を考慮した内容で人権研修の充実を図り、より多くの福祉関係者が参加できるよう努めます。 (例) 指定事業者集団指導や地域ケア会議のほか、さまざまな機会での人権研修の実施 | 福祉指導監査課 高齢介護課 障がい福祉課 こども施設運営課 保育・こども園課 (社福) 八尾市社会福祉協議会 八尾市介護保険事業者連絡協議会 八尾市民生委員児童委員協議会 八尾地区更生保護女性会 八尾地区保護司会 |

③ 保健・医療関係者、消防職員に対する取り組み

保健・医療関係者は、人の生命と健康に直接関わるものであり、インフォームドコンセント（P94）の徹底等により患者が納得して医療を受けることのできる環境の整備が不可欠です。そのため、生命の大切さ、人間の尊厳や個人のプライバシーなど患者一人ひとりの人権に配慮した行動が求められ、体制の確立や研修などの実施に努めます。

消防職員は、市民の生命、身体及び財産を守るという活動自体が人権に深い関わりがあるため、業務における具体的な事例を踏まえ、大阪府（消防学校）や関係機関との連携のもと、人権に関する研修の充実に努めます。

また、保健・医療関係者、消防職員は、虐待、DVなど、人権侵害を発見しやすい立場にあり、医療行為等のほかに、人権侵害に対する通報や連絡といった速やかな対応が求められています。

| No. | 主な取り組み | 取り組み主体 |
|-----|---|--|
| 31 | <p>保健・医療関係者、消防職員への人権啓発の推進 保健・医療関係者、消防職員への人権研修の推進に努めます。 人権侵害に対する速やかな対応が取れるよう体制の整備に努めます。 （例）乳児家庭全戸訪問事業従事者への人権研修</p> | <p>健康推進課 消防本部 市立病院</p> |

第3節 地域での取り組み

地域社会には、さまざまな人が住み、いろいろな違う考えや意見があります。本計画では、このような人びとが、互いにふれあいや交流を通じて、人権意識を高めていく場として、また、人権問題を正しく理解し、自らの問題として受け止めるだけでなく、人権尊重の精神を日常生活に活かしていくことのできる場として地域をとらえます。

今日の地域社会では、近隣との人間関係が希薄になり、地域コミュニティの形成が難しくなっています。地域には、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人や性的マイノリティの人びと、同和問題（部落差別）など、さまざまな人権課題の当事者や複合的な課題を抱え、支援が必要な人びとがともに生活しており、考え方、価値観の違いや偏見に基づく先入観から、相手に対する誹謗や中傷といった人権侵害に発展することがあります。最近では、新型コロナウイルスに関連して、医療従事者やその家族、生活に必需の業務に従事されている方などに対する心無い書き込みや誹謗中傷などの人権侵害も大きな問題となっております。また、災害が起きた際には、高齢者や障がい者、子ども、傷病者や妊婦等、要配慮者の方々の避難時や避難後の生活について、その特性に配慮した食料や日用生活用具・機器の確保や、避難所における占有場所の配置などを考慮する必要があり、人権が尊重された社会を実現するため、地域住民の人権意識を向上させ、地域の力を総合的に高めることが大切です。そのため、地域の活動に今まで参加できていない人びとが自発的に参加し、地域住民とのつながりを持ち、互いに理解して人権教育・啓発活動に携わることができるしくみを考える必要があります。

市民どうしの支えあい、関わりあいの中でさまざまな問題を解決していくことが重要であり、地域の力を一層引き出していくためにも人間尊重をベースにした人権教育・啓発はますます重要になってきています。

1 地域に根づいた人権教育・啓発の推進

① 地域や学校の活動の場を活用した人権教育・啓発の推進

人権が尊重される社会基盤を構築するため、市民の誰もが学び続けることのできる生涯学習の視点に立ち、地域社会において、多様な文化、習慣、価値観等を持つ人びとが互いの違いを認めあい、自分らしく生活できるよう、市民の多様なニーズに応じた学習内容と学習機会の充実を図っていきます。

これからの社会を担う子どもたちには、地域における子どもを中心とした活動だけでなく、地域の祭りやその他のさまざまな活動を活発にする一方で、地域住民が「自分たちの学校」という思いを持って学校と協力しながら子どもに関わる取り組みを行うことが重要です。今日では、学校のさまざまな学習や取り組みの場面に地域の人びとや施設関係者が活躍する機会が増えてきています。今後、こうした取り組みを一層推進することで地域との連携を進めていきます。

| No. | 主な取り組み | 取り組み主体 |
|-----|--|--|
| 32 | 誰もが参加しやすい学習機会の提供 講座を開催する際には、人権の視点を取り入れ、市民に身近な親しみやすい場所において、誰もが参加しやすい学習機会の提供やバリアフリー（P99）化などの環境整備に努めます。 （例）生涯学習講座の実施 | 桂人権コミュニティセンター 安中人権コミュニティセンター 生涯学習課 |
| 33 | 学校と地域の連携の推進 学校施設などを使い、子どもが安全で安心して活動できる場所（居場所）づくりを地域と連携して推進していきます。 （例）放課後子ども教室の実施 | 生涯学習課 |
| 34 | 地域活動の場を活用した人権教育・啓発の推進 子どもを中心としたスポーツや文化活動、地域の祭りなど地域活動の場を活用して、世代間交流や多様な体験活動をすることにより、子どもたちが地域に愛着を持てるコミュニティの形成に努め、人権尊重の考え方が身につくくみを検討します。 （例）放課後子ども教室の実施 | 生涯学習課 |

② 地域で活動する団体を中心とした人権教育・啓発の推進

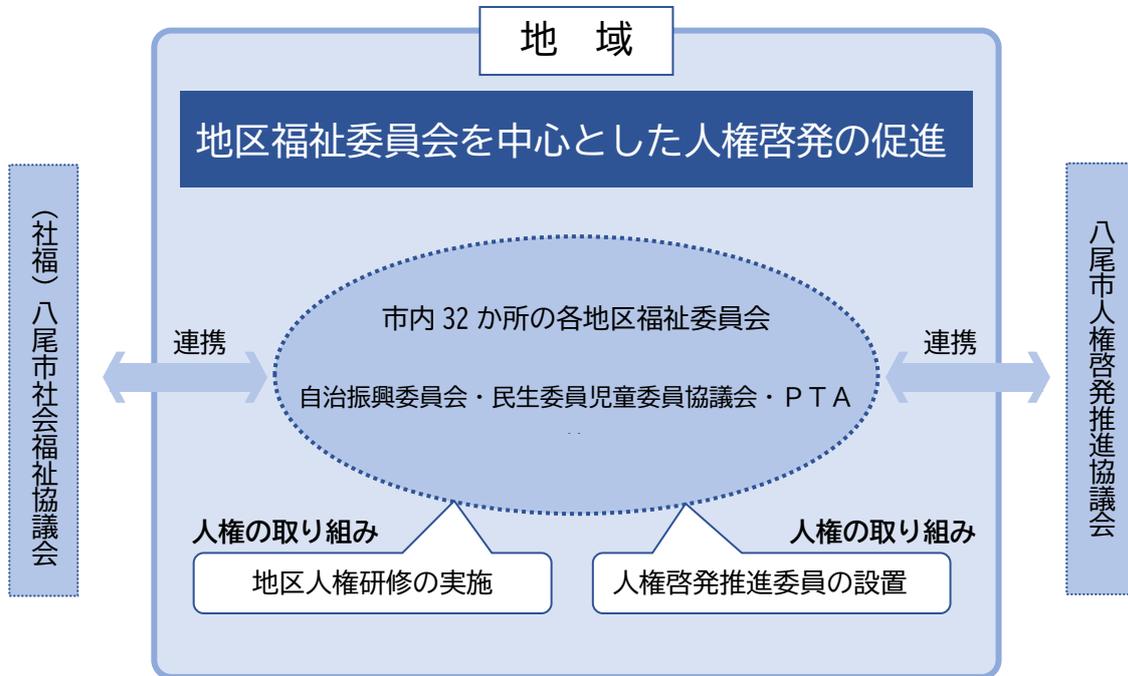
地域における人権啓発の中心組織として、本市の各種分野の団体と地区福祉委員会で構成されている八尾市人権啓発推進協議会があり、草の根レベルで人権啓発活動を進めています。

同協議会は、地域における人権啓発を推進するために各地区福祉委員会ごとに5名の人権啓発推進委員を設置し、地域での人権啓発活動を担っており、地域のさまざまな人権に関わる課題の発見や人権の「気づき」を広めていくためには、身近な場所での人権教育・啓発が不可欠です。今後は、これらの取り組みを身近に感じてもらえるよう、地域活動をサポートできる体制や手法（教材の提供や講師の派遣など）といった具体的な支援に努めます。

また、市内に28ある校区まちづくり協議会などの地域の住民自治組織、福祉団体や社会教育団体等との連携が今後も重要であり、とりわけ地域での核となるべき人材の育成に向けた人権研修会を行い、育成を受けた人が地域への人権啓発活動に活かし、指導者の育成事業等、地域に人権啓発を広めていくことに努めます。

| No. | 主な取り組み | 取り組み主体 |
|-----|---|-------------------------------|
| 35 | <p>地区福祉委員会を中心とした人権啓発の促進 市内全地域において、八尾市人権啓発推進協議会による人権研修を、地区福祉委員会単位で、地域の实情にあわせたテーマで実施します。その際に、より多くの参加者が得られるように広報、開催方法や研修形式を工夫します。 各地区福祉委員会に人権啓発推進委員を設置し、地域における自主的な人権啓発を推進します。 （例）地区人権研修の実施</p> | 八尾市人権啓発推進協議会 |
| 36 | <p>地域で活動する団体等との連携や支援の推進 地域の住民自治組織や福祉団体等との連携を深め、地域で核となるべき人材の育成や指導者の育成、現代的課題に関する取り組み等の支援に努めます。 （例）地域内のさまざまな主体での会議の開催</p> | コミュニティ政策推進課 高齢介護課 生涯学習課 |

【 図 地区福祉委員会を中心とした人権啓発の促進 】



③ 地域、家庭、学校・認定こども園等の連携の推進

子どもは、成長過程において、家庭だけではなく、地域社会、学校・認定こども園等と関わりながら多くの大人たちに囲まれて生活しています。子どもに対して影響を及ぼしうる一人ひとりの大人が、人権について、とりわけ子どもの人権について理解を深めることが必要であるとともに、子どもも自身の人権や他の人の人権を理解するため、人権を学ぶことが大切です。

また、地域、家庭、学校・認定こども園等が連携できるしくみづくりを進めながら、人権教育を推進する必要があります。その際に、個々の意欲や姿勢に任せるのではなく、各々が一体となって組織的に取り組みを進め、子どもたちの人権が守られ、子どもたちが愛着を持てるような地域を築いていくことが大切です。

そのため、学校・認定こども園等を地域に開放し、保護者との協力関係や信頼関係を築きながら、地域とともに子育て・子育ての取り組みの中で、人権教育・啓発を進めていきます。

④ 子どもも大人も地域で学ぶ人権教育

人権は、それについて学習することも必要ですが、普段の生活や人間関係において人権に気づくことが重要であり、地域や学校等と連携、協働しながら子ども自身が自発的に学ぶ環境を整える必要があります。また、子ども自身が子どもの人権について理解するだけでなく、子どもの人権に対して大人が理解を深めることも大切です。子どもが自立心、命を大切にすることを身につけていくように地域でサポートしていき、地域に根ざした人権尊重のまちづくりを進めます。

| No. | 主な取り組み | 取り組み主体 |
|-----|---|--|
| 37 | 地域の教育活動における人権尊重の視点の導入 地域と学校・認定こども園等が連携して子育てを支える環境を築くため、地域の教育活動の中に、人権を尊重する視点を持って地域の教育力の活性化に努めます。 (例) 人権に関連した子ども対象教室等の実施 | こども施設運営課 保育・こども園課 生涯学習課 桂青少年会館 安中青少年会館 |

⑤ 地域における子どものいじめ防止等の取り組みの推進

子どものいじめの問題が大きな社会問題となる中で、「八尾市いじめ防止基本方針」における基本理念において、「いじめの問題は地域社会全体で取り組まなければならない」としており、市、教育委員会、学校、家庭、地域住民やその他あらゆる関係者の連携のもと、それぞれの立場からその役割を果たし、一体となっていじめの問題を克服することをめざしています。地域においては、子どものいじめを見過ごさないために、いじめを見かけたときは、学校へ通報する等、子どもに寄り添った適切な対応に努めます。

| No. | 主な取り組み | 取り組み主体 |
|-----|---|-----------------------|
| 38 | 地域社会における子どものいじめ防止に向けた取り組みの推進 市、教育委員会、学校、家庭、地域住民やその他あらゆる関係者が連携し、社会全体で子どものいじめをなくす啓発及び広報活動をはじめとする取り組みを推進します。 (例) 八尾市いじめ問題対策連絡協議会の開催 | いじめからこどもを守る課 人権教育課 |

2 家庭における人権教育・啓発の支援

① 相談窓口の充実

保護者は、誰でも子育てに悩み、孤独感を感じる場合があります。また、インターネットなどで育児情報があふれている中で、不確かな情報に惑わされてしまうことがあります。そのため、保護者に対するサポート体制を充実させる必要があります。保護者が気軽に相談し、助言を得ることができるように、八尾市子育て総合支援ネットワークセンターと教育センターを中心とした相談窓口の一層の充実を図るとともに、子どもと保護者が地域で孤立しないように、地域子育て支援拠点と関係機関が連携をしながら、身近な人に気軽に相談できるようなシステムづくりに努めます。

また、認定こども園等は、子育ての知識、経験、技術を蓄積しており、地域における身近な子育て支援の拠点としての役割を果たしていることから、これらの機能を強化するとともに、直接、家庭支援を必要とする家庭を訪問するなど相談機関としての機能の充実に努めます。

| No. | 主な取り組み | 取り組み主体 |
|-----|---|--|
| 39 | <p>子どもや保護者の孤立を防ぎ、支援するしくみの充実 子どもと保護者が地域で孤立しないように、身近な人に気軽に相談できるようなシステムづくりに努めるとともに、相談窓口の充実を図ります。 (例) 地域子育て支援拠点事業の実施</p> | こども若者政策課 こども総合支援課 こども施設運営課 教育センター |

② 保護者への人権教育・啓発の推進

家庭は、地域社会の原点であり、社会規範や倫理観、生命を尊ぶ心を養うなど、子どもの成長にとって重要な役割を担っており、家庭教育は、人間形成を図るための基盤となります。

子どもは、成長していく中で、家庭において、さまざまな場面で親をはじめとする大人の影響を受けます。特に、乳幼児期は保護者自身の人権に対する考え方が子どもに大きく影響します。子どもを一人の人間として認め、保護者自身が子育てに誇りと喜びを実感することが子どもへの人権教育の第一歩であり、日常生活で人権を尊重する態度を子どもに示していく必要があります。そのため、さまざまな場面において、保護者を対象とした啓発活動や人権尊重に対する理解を深める機会を設けていきます。

また、2020（令和2）年4月には児童虐待防止法が改正施行され、親がしつけに際して体罰（P98）を加えることが禁止となりました。体罰は子どもの成長、発達にさまざまな悪影響が生じる可能性があることが報告されています。この改正は体罰をした親を罰するためではなく、子育てを社会全体で応援・サポートし、体罰によらない子育てを社会全体で推進することを目的としたもので、児童虐待など、子どもへの人権侵害の行為を早期に発見し、子どもとその保護者に適切な支援と、児童虐待防止に向けた教育・啓発に努めます。

さらに、子どものいじめ問題について、いじめを許さない心と態度、家庭の温かな人間関係の中で、思いやりの心や善悪の判断、正義感等を育むために、保護者に対するいじめ防止に向けた教育・啓発に努めます。

| No. | 主な取り組み | 取り組み主体 |
|-----|--|--------|
| 40 | 保護者への人権教育・啓発の推進 保護者が家庭において、人権尊重の視点を持って日常生活や子育てができるよう、人権を学ぶことの大切さを理解し、学ぶ機会を設けます。 (例) 人権学習講座の実施 | 生涯学習課 |

| No. | 主な取り組み | 取り組み主体 |
|-----|---|-----------------------|
| 41 | 保護者どうしのネットワークづくりへの支援 地域子育て支援拠点などを活用して、同じ悩みを持つ親どうしが交流し、情報交換できるネットワークづくりに取り組みます。 (例) 認定こども園及び地域子育て支援拠点における交流事業 | こども総合支援課 こども施設運営課 |
| 42 | 子育て支援を通じた人権教育・啓発の推進 地域で活動する人びとのネットワークの強化に努め、支援を行う人も含めた子育て支援活動を通じた人権教育・啓発の推進に努めます。 (例) 地域子育て支援拠点を中心とした地域交流会 | こども総合支援課 |
| 43 | 保護者が人権教育・啓発を受ける環境の整備 一時保育や保育場所の整備、開催日時等を工夫するなど保護者が参加しやすい環境整備を行います。 (例) 一時保育サービスの実施 | 人権政策課 |
| 44 | 児童虐待防止に向けた教育・啓発 児童虐待防止に向けた理解を深めるための教育・啓発に努めます。 (例) 子どもと通告対象家庭への援助方策 | こども総合支援課 |
| 45 | 子どものいじめ防止に向けた教育・啓発 子どものいじめ防止等の保護者の役割についての教育・啓発に努めます。 (例) 八尾市いじめ問題対策連絡協議会の開催 | いじめからこどもを守る課 人権教育課 |

3 相互理解と交流の推進

① 地域の支えあいや見守りあいを活かした人権課題の解決の促進

地域における人権課題として、児童虐待やDV、障がいのある人や高齢者に対する虐待、認知症や8050問題（P98）、ひきこもり（P99）の問題や子どもの貧困、子どもを狙った性的犯罪や子どものいじめ、ヤングケアラー（P101）など、さまざまな課題があげられます。

このような課題を未然に防ぐためには、警戒するだけでなく、地域全体が信頼できる関係をつくり、市民一人ひとりが、人権を尊重し、地域として支えあい、見守りあうことの重要性を認識するなど、地域力を高めることが大切です。ただし、問題が表面化してこないため、地域で見えてこないという問題もあります。問題を可視化させるため、地域における人びとの相互理解

と交流を図り、さまざまな人権課題の解決に向けた取り組みに努めます。

また、社会教育関係団体や各種市民団体、さまざまな人権問題に関するNPO、NGO等との連携を強化し、子ども食堂などの居場所づくりや啓発事業推進のために八尾市人権啓発推進協議会等のネットワークを活用し、個人情報保護に配慮しながら情報の共有化や発信を図り、地域に根ざした人権尊重のまちづくりを進めます。

| No. | 主な取り組み | 取り組み主体 |
|-----|---|--|
| 46 | <p>地域で支えあい、見守りあう取り組みの推進 地域における人びとや関係機関のネットワークを活かし、地域全体で、子どもや高齢者などの地域の人権課題に対して、地域での支えあいや見守りあう体制を整備し、問題解決に向けた取り組みに努めます。 (例) 地域内のさまざまな主体での会議の開催</p> | <p>人権政策課 桂人権コミュニティセンター 安中人権コミュニティセンター コミュニティ政策推進課 龍華出張所 久宝寺出張所 西郡出張所 大正出張所 山本出張所 竹淵出張所 南高安出張所 高安出張所 曙川出張所 志紀出張所 高齢介護課 障がい福祉課 健康推進課 こども総合支援課 人権教育課 (社福) 八尾市社会福祉協議会</p> |

② 多様な人が地域で活躍し交流できる人権教育・啓発の推進

地域には外国人市民や障がいのある人、高齢者など多様な人びとが暮らししており、一人ひとりが社会の構成員として共生していくことをめざして、地域の中で互いに交流を進め、互いに理解を深めることが、偏見や差別をなくすことにつながります。特に、人権課題の当事者の人びととの交流を通して、その体験や願いを学び、共感から連帯が育まれることをめざします。そのため、人権課題の当事者の社会参画を支援し、その持つ力を活用し、地域で活躍する場を提供するなど交流を進めていく必要があります。地域での人権研修の取り組みを進めるとともに、人権課題の当事者が地域の活動に参画できるよう人権教育・啓発を進めていきます。

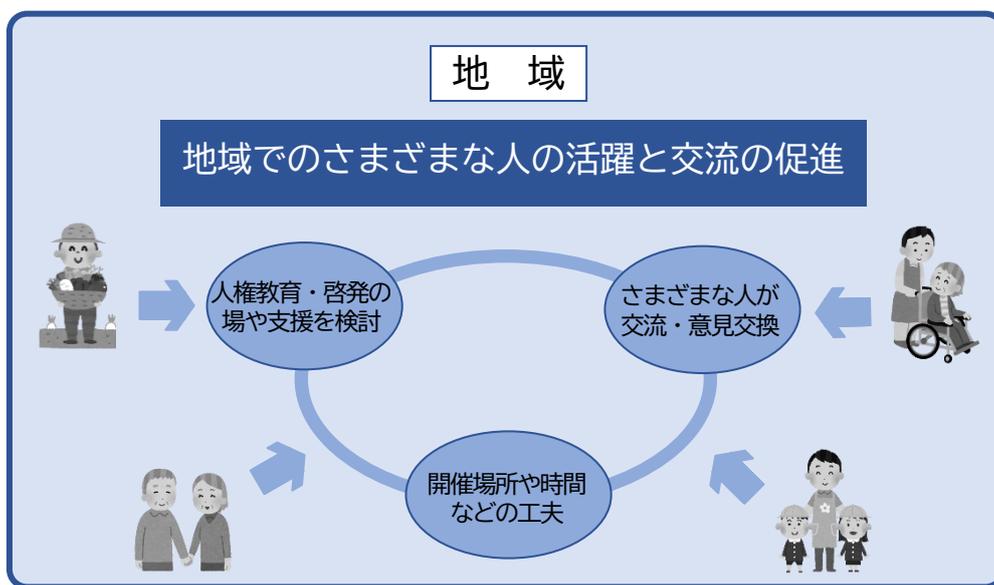
また、「障害者差別解消法」においては、行政や事業者に対し、差別の解消に向けた具体的な取り組みを求めるとともに、普及啓発活動等を通じて、障がいのある人も含めた国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に取り組むことを促しています。

本市においても、車いす利用者のために段差に携帯スロープを設けるなどのバリアフリー、筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーションやわかりやすい表現を使った説明をするなどの意思疎通の配慮などの「合理的配慮（P96）」の基本的な考え方の周知や啓発を進めていきます。

| No. | 主な取り組み | 取り組み主体 |
|-----|--|----------------------|
| 47 | <p>地域での多様な人の活躍と交流の促進 多様な人が地域で人権教育・啓発に取り組むことができる場やそのための支援について検討します。例えば、さまざまな人が互いに交流し、意見を交換することで、互いの理解を深めることを目的として、身近なテーマで交流会を開催します。その際に、さまざまな立場や社会状況にある市民が幅広く参加できるよう、開催場所や時間などを工夫します。 (例) 交流会の開催</p> | 人権政策課 |
| 48 | <p>地域での子育て中の親と子どもの交流の推進 地域子育て支援拠点等を活用し、人権の視点を取り入れて、さまざまな環境にある子育て中の親と子どもが参加交流できる取り組みやサポートを検討します。 (例) 地域子育て支援拠点事業の実施</p> | こども総合支援課 こども施設運営課 |

| No. | 主な取り組み | 取り組み主体 |
|-----|--|-----------------|
| 49 | 法制度等の周知や啓発の推進 地域のさまざまな人の状況に配慮した人権教育・啓発を進めるため、「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」のいわゆる差別解消3法をはじめとした法制度等の周知や啓発に努めます。 (例) 市政だより、FMチャオ等を活用した周知・啓発 | 人権政策課 障がい福祉課 |

【 図 地域でのさまざまな人の活躍と交流の促進】



③ 権利としての人権教育の支援

教育を受ける権利は、「日本国憲法」で保障されています。しかし、同和地区住民や在日韓国・朝鮮人の高齢者や過去に就学免除の適用を受けた障がいのある人の中には、学習機会が制約されたために、文字の読み書きが十分にできないといった課題が、今なお残されています。また、言葉や文字に不自由している中国帰国者や外国人市民においても同様の問題が見られ、識字教室・日本語教室に外国人技能実習生が参加することも増加しています。

このような「よみ・かき・ことば」を必要とする人びとは、就労をはじめとした経済的な問題のほかに、さまざまな市民サービスを受けることが困難な状況にあり、日常生活においても基本的人権を制限されることにつながっています。そのため、人権教育・啓発においては、言葉の壁によって、学習

機会が制限されることがないよう努め、障がいのある人や同和地区出身者など教育の機会が保障されなかった人びとに学習の機会を提供することが求められています。

本市においては、「よみ・かき・ことば」を必要とする市民を対象に、識字教室・日本語教室を継続的に開催し、内容の充実に努めるとともに、生涯学習の基礎となる「よみかき」に関わる力の向上を図ってきました。

今後も「よみ・かき・ことば」は、人権を保障するために欠かすことのできないものであるため、関係機関と連携しながら、それぞれのニーズに応じた識字や日本語学習の機会を提供します。

| No. | 主な取り組み | 取り組み主体 |
|-----|---|-------------------------------|
| 50 | 識字教室・日本語教室の実施 「よみ・かき・ことば」を必要とする市民に対し、個人のニーズに応じた学習機会の提供に努めます。 (例) 識字教室・日本語教室の実施 | 生涯学習課 (公財) 八尾市 国際交流センター |

④ 多文化共生と国際交流の推進

本市では、2020（令和2）年10月1日現在で韓国・朝鮮、ベトナム、中国、フィリピンなど58か国にのぼる国籍の外国人市民が、地域社会の構成員として、ともに生活しています。

このような社会では、誰もが民族、文化、価値観、生活様式等が異なる隣人を持ち、ともに社会の中で暮らす可能性があります。また、近年、特定の民族や国籍の人びとを排斥するヘイトスピーチが社会的に大きな問題となっており、2016（平成28）年にはヘイトスピーチ解消法が施行されました。それぞれのコミュニティが交流し、文化を学び理解しあうことで、他の国籍や民族に対する偏見や先入観、固定観念を払しょくし、互いの価値観や人権を尊重する意識や感覚を育てていくことが重要です。

日本人と外国人が互いに異なる文化、歴史、風俗、伝統や慣習にふれることは、意識を変革し、多様性（ダイバーシティ）を認めあうことにつながるため、「一人ひとりのちがいを大切に」を視点とした多文化共生社会への理解を通じて、人種、国籍、性別、年齢など個性を尊重する取り組みを進めます。

(公財) 八尾市国際交流センターでは、国際交流や国際理解のほか、外国人市民への支援などさまざまな事業に取り組んでいます。また、地域におい

では、八尾国際交流野遊祭の開催など、外国人市民と地域住民との交流が促進されており、地域で生活する外国人市民が増加している中で、多様性（ダイバーシティ）を認めあい、外国人市民が地域社会の一員として、参加できるまちづくりがより一層求められています。

多様な啓発活動の担い手である市民団体や企業、NPO、NGO等と連携しながら、市民の国際理解や交流を促進するとともに、人種や民族に対する偏見をなくし、多文化共生社会の実現に向けて、豊かな人権感覚の醸成につなげていきます。

| No. | 主な取り組み | 取り組み主体 |
|-----|---|---------------------------|
| 51 | 一人ひとりの違いを大切にした多文化共生の推進 国籍、民族、文化などの違いを尊重し、互いから学びあい、ともに生活できる多文化共生の取り組みを進めます。 (例) 八尾市国際交流センターにおける事業 | 人権政策課 |
| 52 | 外国人市民と地域住民の交流の促進 市民団体、企業、NPOやNGO等と連携し、外国人市民と地域住民の交流を促進することで、国際理解を深め、互いの価値観や人権を尊重する意識や感覚を育てていきます。 (例) 在住・滞在外国人と市民との交流会の実施 | 人権政策課 (公財) 八尾市国際交流センター |
| 53 | 外国人市民の地域社会への参画の推進 外国人市民に対する市政情報や地域情報の発信を行い、地域社会の一員として参画できるしくみづくりについて検討し、多文化共生社会の実現に努めていきます。 (例) 多言語情報誌の発行 | 人権政策課 |

4 市民団体や研究機関による活動の促進

本市における人権教育・啓発に関わる団体として、市民団体、企業、NPO、NGOや研究機関など多くの団体が活動しています。

例えば、八尾市人権啓発推進協議会は、本市の人権啓発を推進する代表的な団体として、地区福祉委員会と各種団体から組織され、各種啓発活動等、市民に身近なところで人権意識を浸透させるうえで非常に大切な役割を果たしています。また、地区福祉委員会では人権啓発推進委員の設置や、地区単位での人権研修の定期的な開催等に取り組んでいます。

八尾市企業人権協議会は、本市における企業の自主的な人権啓発組織として、就職差別をなくし、差別のないまちづくりの実現に寄与するために企業等への啓発活動を実施しています。

(社福)八尾市社会福祉協議会は、2013(平成25)年3月に、市と一体的に「第3次八尾市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、福祉分野における人権尊重の取り組みを進めています。(第3次八尾市地域福祉計画・地域福祉活動計画は、2021年(令和3年)3月に計画期間を満了するため、現在、第4次八尾市社会福祉協議会地域福祉活動計画を策定しています。)

(一財)八尾市人権協会は、本市における人権施策の推進に協力し、人権尊重の社会づくりに貢献することを目的として、人権意識の高揚を図るための教育・啓発に取り組み、人権学習教材や啓発冊子の作成、じんけん楽習塾の開催のほかに、行政機関と民間機関との協働の推進など行政と協力しながら活動しています。

世界人権宣言八尾市実行委員会は、「世界人権宣言」の精神を広めるためのネットワークとして組織され、八尾市人権啓発推進協議会のほか、NPO、NGO等の多様な人権課題に関わる民間団体が加盟し、相互の連携をより一層深めながら、八尾市・八尾市教育委員会と共催でひゅーまんフェスタを開催するなど、市民と協働で人権尊重のまちづくりに取り組んでいます。

このほか、さまざまな分野で多くの団体により人権に関わる取り組みが行われています。今後も、これらの市民団体による活動を支援し、連携を図りながら、市民の主体的な人権教育・啓発を推進していきます。

| No. | 主な取り組み | 取り組み主体 |
|-----|--|---|
| 54 | <p>市民団体による地域活動をサポートする体制や手法の検討 八尾市人権啓発推進協議会をはじめとした各種団体の地域活動をサポートする体制や具体的な手法（教材の提供や講師の派遣など）を検討します。 （例）地区人権研修等の実施</p> | <p>人権政策課</p> |
| 55 | <p>市民団体による活動の支援と連携の促進 市民団体などの人権啓発活動を広く市民に周知し、その活力やアイデアを取り入れるなど連携を図りながら、人権教育・啓発活動を推進します。 （例）（一財）八尾市人権協会や（社福）八尾市社会福祉協議会との連携</p> | <p>（一財）八尾市人権協会 （社福）八尾市社会福祉協議会 世界人権宣言八尾市実行委員会 八尾市企業人権協議会 八尾市人権啓発推進協議会等</p> |

